

1-3 盛土行為の届出が必要となる行為

① 盛土行為の届出が必要となる行為

(湛水想定区域内での盛土行為の届出)

条例第十二条 次に掲げる行為であつて、湛水想定区域内の土地に盛土をするもの（以下「盛土行為」という。）をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 開発区域の面積が一ヘクタール以上の開発行為
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が一ヘクタール以上のもの

(届出を要する盛土行為)

規則第十四条 条例第十二条第一項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 都市公園の設置に係る行為
- 二 自動車駐車場の設置に係る行為
- 三 高規格堤防（高規格堤防特別区域として指定する部分に限る。）の設置に係る行為

土行為の届出が必要となる行為は、計画区域の面積が1ヘクタール以上の下記の行為であつて、湛水想定区域内の土地に盛土をするものです。

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- ・ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置に係る行為
- ・ 道路法第18条第1項に規定する道路管理者による、道路に接する自動車駐車場（パーキングエリア、道の駅など）の設置に係る行為
- ・ 河川法第6条第2項に規定する高規格堤防のうち、高規格堤防特別区域として指定する部分の設置に係る行為

注) 計画区域の面積が1ヘクタール以上であれば、盛土をする土地の面積が1ヘクタール未満であっても届出が必要となります。

盛土行為をしようとする方は、雨水流出抑制施設の設置等の計画をしていただき、工事着手の30日前までに知事に届け出る必要があります。ただし、次に該当する行為については、届出は必要ありません。

届出対象外の行為 <規則第十三条>

- ・ 仮設の建築物等の建築など、土地を一時的に利用する行為（行為前の状態に速やかに戻すことが確実な場合に限り）
- ・ 下水道法第2条第2号に規定する下水道の設置に係る行為
- ・ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設の設置に係る行為（同法第6条第2項に規定する高規格堤防は除く）
- ・ 河川法第6条第1項に規定する河川区域（同条第2項に規定する高規格堤防特別区域は除く）で行う行為